

中央環境審議会自然環境部会
自然公園のあり方検討小委員会資料

尾瀬保護財団と尾瀬の管理・運営

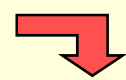
平成20年11月5日

(財)尾瀬保護財団 事務局長 笛田浩行



1 (財)尾瀬保護財団の概要

- 設 立 平成7年8月3日
- 目 的 尾瀬の自然環境の保全への寄与

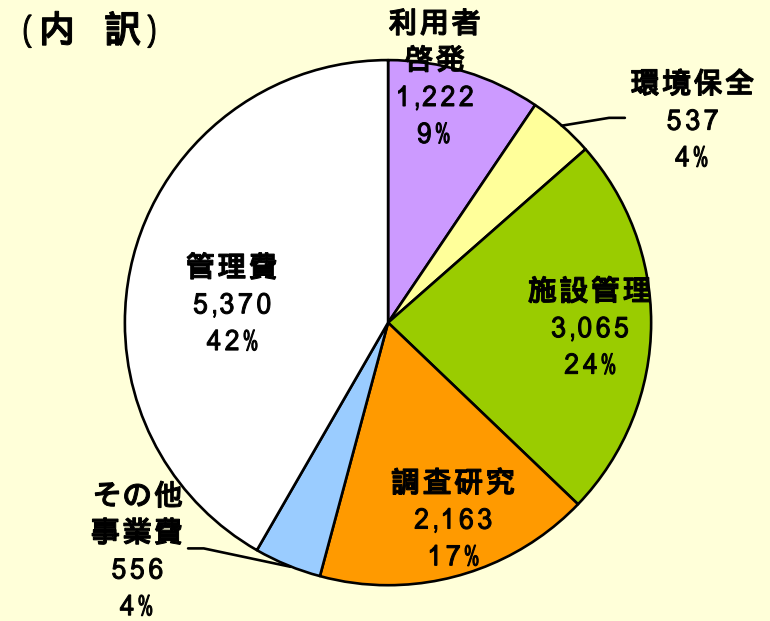
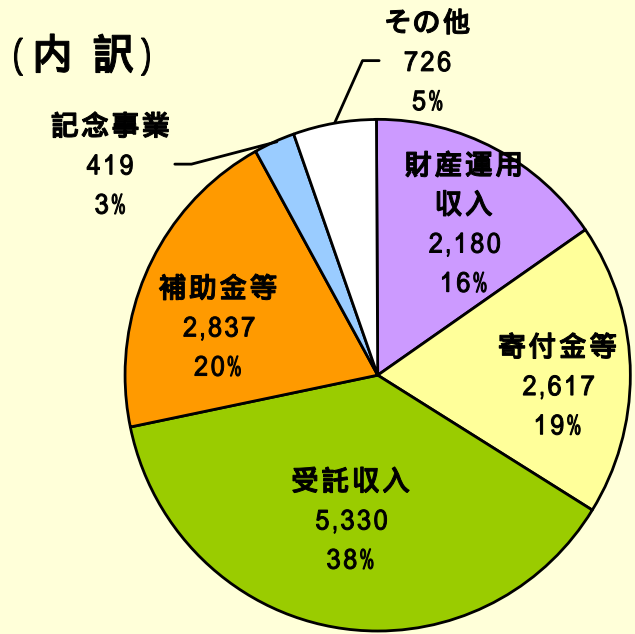


- 関係者の話し合いの場
- 尾瀬の保護活動を一元的に実施
- 国立公園の管理・保護の新しいモデル

- 基本財産 15億3,824万円(20.9.1現在)
- 事業予算 約1億5,600万円(H20年度)
- 職員数 16名(VC管理員を除く)(20.10.1現在)

H19事業活動収入 1億4,109万円

H19事業活動支出 1億2,913万円



尾瀬保護財団の主な事業(1)

◆ 入山者啓発事業

- 入山口啓発、尾瀬ボランティア活動支援、ガイド利用の普及・促進

◆ 自然解説事業

- ビジターセンターにおける自然解説活動、環境教育・エコツーリズム推進

◆ 啓発PR事業

- 機関誌発行、尾瀬フォーラム、「わたしの尾瀬」フォトコンテスト、啓発リーフレット等の作成・配布、ホームページ管理運営

◆ 環境保全事業

- 植生復元事業、至仏山保全対策、山ノ鼻地区気象観測

尾瀬保護財団の主な事業(2)

◆ 施設管理事業

- ビジターセンターの管理運営、公衆トイレの維持管理

◆ 調査研究事業

- 尾瀬国立公園利用適正化推進事業
- 尾瀬国立公園拡張地域利用動態調査
- 尾瀬国立公園協議会での各種対策の検討と調整

◆ 顕彰事業

- 「尾瀬賞」の授与(湿原に関する学術研究を奨励)

◆ その他の主な事業

- 尾瀬サミットの開催、尾瀬国立公園関係者連絡会議の開催、友の会事業、寄付金の募集

2 尾瀬国立公園におけるビジターセンター管理の状況

◆ 2か所のビジターセンター（VC）の管理

- 尾瀬沼VC（環境省）
 - 尾瀬山の鼻VC（群馬県）
- 尾瀬保護財団が管理運営を業務受託

◆ 尾瀬沼VCの管理

- 受託内容は、管理員3名以上でVC及び見晴休憩所を管理
- 現状は、管理責任者を含む管理員等8名を配置
- VC管理委託費だけでは賄えず、複数の業務受託をすることによって、管理員等を確保

-
- 植生復元（環境省、福島県から受託）
 - 橋の開通・閉鎖等（環境省から受託）
 - 公衆トイレ清掃（尾瀬沼地区運営協議会から受託） など



- 収支は大幅なマイナスであるが、VC管理業務等を受託するのは、それを行うことが財団の目的であるから

3 ビジターセンターにおけるサービス向上への対応状況

◆ 財団としての対応

- 両VCとも複数の業務を受託することによって、ローテーションを可能とする管理員数等を確保
- 両地区遭難対策救助隊への協力するとともに、救急対応ができるよう職員全員にMFAベーシックプラスを受講
- 自然情報等の収集・発信及び利用提供方法における両ビジターセンターの連携
- 自然情報等収集のため管理員等の担当地区外への派遣
- 傷病対応、クマ出没・災害発生等緊急時への対応における両ビジターセンターの連携

◆ 各VCでの対応

- 職員の創意工夫による手作り企画展の実施、ハンズオン型展示物の作成
- 繁忙期における臨時インフォメーションカウンターを設置しての案内、解説機能の充実
- 自然観察会やスライドショーなどのプログラムについて、利用者の利便を図るよう実施方法等を改善

4 尾瀬国立公園における施設管理等の課題

◆ 尾瀬の地域的特殊性

- 活動期間が6カ月間のみ
- VC管理等と併せて収益事業等を行うことはできない
- 交通アクセスが悪い……職員の通勤は困難

◆ 管理業務委託の手続き

- 単年度契約であり、業務の連続性が担保されていない
- 競争入札、コンペ方式の導入等により、決定時期が遅くなっており、準備に支障

◆ 施設管理上の制約

- 使用可能な木道廃材等の再利用

◆ 法規制の制約

- 管理行為における自然公園法の手続きと、文化財保護法の手続

5 受託者の創意工夫を活かせる制度のあり方

◆ 業務委託契約手続きの改善

- 長期的な受託契約(複数年契約)
- 契約手続きの迅速化 → 前年度の早い時期に選定できる仕組み
- 複数事業の一括委託



- 随意契約的且つ柔軟な受託内容の必要性

◆ 柔軟な業務委託内容

- 仕様書の簡素化 → 現場の判断に基づき柔軟な対応ができる仕組み
(職員のモチベーション維持のためにも必要)
- 設置者の異なるビジターが柔軟に連携できる仕組み……人、設備
- 収益事業を可能にする仕組み
- 住環境の整備(尾瀬に特殊な問題)

◆ 法制度上の運用等

- 現場の創意工夫がすぐに活かせるような迅速な対応
- 維持管理の視点からの事業執行者(委託者)と設計段階からの調整
- 自然公園法・文化財保護法の手続き……レンジャーと教育委員会の連携

◆ 参加型管理運営体制の構築